

給与所得速算表(小数点以下切下げ)

別表

給与収入額	給与所得額計算	端数処理
551,000 ~ 1,618,999	給与収入 - 550,000	なし
1,619,000 ~ 1,627,999	別表参照	
1,628,000 ~ 1,799,999	端数処理後給与収入※ × 0.6 + 100,000	※給与収入 ÷ 4,000 → 小数点以下切下げ → × 4,000 = 端数処理後給与収入
1,800,000 ~ 3,599,999	端数処理後給与収入※ × 0.7 - 80,000	
3,600,000 ~ 6,599,999	端数処理後給与収入※ × 0.8 - 440,000	
6,600,000 ~ 8,499,999	給与収入 × 0.9 - 1,100,000	なし
8,500,000 ~	給与収入 - 1,950,000	

給与収入額	給与所得額
1,619,000 ~ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ~ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ~ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ~ 1,627,999	1,074,000

公的年金等の所得速算表(小数点以下切下げ)

	公的年金収入	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 (昭和34年 1月1日 以前生)	3,300,000円以下	年金収入 - 1,100,000円 (赤字は0)	年金収入 - 1,000,000円 (赤字は0)	年金収入 - 900,000円 (赤字は0)
	3,300,000円超 4,100,000円以下	年金収入 × 75% - 275,000円	年金収入 × 75% - 175,000円	年金収入 × 75% - 75,000円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	年金収入 × 85% - 685,000円	年金収入 × 85% - 585,000円	年金収入 × 85% - 485,000円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	年金収入 × 95% - 1,455,000円	年金収入 × 95% - 1,355,000円	年金収入 × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円超	年金収入 - 1,955,000円	年金収入 - 1,855,000円	年金収入 - 1,755,000円
	65歳未満 (昭和34年 1月2日 以後生)	1,300,000円以下	年金収入 - 600,000円 (赤字は0)	年金収入 - 500,000円 (赤字は0)
1,300,000円超 4,100,000円以下		年金収入 × 75% - 275,000円	年金収入 × 75% - 175,000円	年金収入 × 75% - 75,000円
4,100,000円超 7,700,000円以下		年金収入 × 85% - 685,000円	年金収入 × 85% - 585,000円	年金収入 × 85% - 485,000円
7,700,000円超 10,000,000円以下		年金収入 × 95% - 1,455,000円	年金収入 × 95% - 1,355,000円	年金収入 × 95% - 1,255,000円
10,000,000円超		年金収入 - 1,955,000円	年金収入 - 1,855,000円	年金収入 - 1,755,000円

所得金額調整控除

下記の1または2に該当する場合、計算式によって算出した金額を給与所得からの控除として適用する

1. 給与収入金額が850万円を超え、次の(1)から(3)のいずれかに該当する
 (1)本人が特別障害者に該当 (2)同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者に該当 (3)年齢23歳未満(平成13年1月2日以降生まれ)の扶養親族を有する

【計算式】(給与収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10% (最大15万円)

2. 給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、それらの合計金額が10万円を超える

【計算式】給与所得額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得(上限10万円) - 10万円 (最大10万円)

※1及び2の両方に該当する場合、1→2の順に控除する

生命保険料控除額計算方法(小数点以下切上げ・控除額上限70,000円)

区分	支払金額	控除額の計算式
① 新生命保険 ② 介護保険 ③ 新個人年金	A 12,000円以下	A 保険料全額
	B 12,000円超32,000円以下	B 保険料 × 1/2 + 6,000円
	C 32,000円超56,000円以下	C 保険料 × 1/4 + 14,000円
	D 56,000円超	D 28,000円
④ 旧生命保険 ⑤ 旧個人年金	A 15,000円以下	A 保険料全額
	B 15,000円超40,000円以下	B 保険料 × 1/2 + 7,500円
	C 40,000円超70,000円以下	C 保険料 × 1/4 + 17,500円
	D 70,000円超	D 35,000円

控除額(上限70,000円)

:「計算後の①+④(上限28,000円)または計算後の④のいずれか大きい金額」
 +「計算後の③+⑤(上限28,000円)または計算後の⑤のいずれか大きい金額」
 +「計算後の②」

地震保険料計算方法(小数点以下切上げ)

区分	支払金額	控除額及び計算式
①旧長期損害保険料等 (地震保険を除く)	A 5,000円以下	A 支払保険料全額
	B 5,000円超 15,000円以下	B 保険料 × 1/2 + 2,500円
	C 15,000円超	C 10,000円
②地震保険料	A 50,000円以下 B 50,000円超	A 保険料 × 1/2 B 25,000円
③両方ある場合		①と②の合計額 (上限25,000円)

配偶者控除額・配偶者特別控除額

基礎控除額

		申告者本人の合計所得金額			
		～9,000,000円	9,000,001円 ～9,500,000円	9,500,001円 ～10,000,000円	10,000,001円～
配偶者控除	配偶者の合計所得金額				
	～480,000円	33万円	22万円	11万円	0円 (適用なし) ※
配偶者特別控除	老人控除対象配偶者 (昭和29年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円	0円 (適用なし)
	480,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円	
	1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円	
	1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円	
	1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円	
	1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円	
	1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円	
	1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円	
	1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円	
	1,330,001円～	0円(適用なし)			

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円(適用なし)

※申告者本人の合計所得金額が1,000万円超、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、配偶者控除は受けられませんが、配偶者が障害者・特別障害者に該当する場合は、障害者控除・特別障害者控除(同居加算)を受けることができます。

主な控除の額

	扶養区分・要件	控除額
扶養親族 ・申告者と生計を一にする親族 (配偶者・事業専従者を除く) ・合計所得金額48万円以下	特定扶養親族 扶養親族の内、19歳以上23歳未満 (平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ)の人	45万円
	老人扶養親族 扶養親族の内、70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)の人 ※申告者・配偶者の同居している直系尊属(父母・祖父母等)は加算あり	38万円 ※同居老親45万円
	上記以外の扶養親族で、16歳以上(平成20年1月1日以前生まれ)の人	33万円
障害者控除	身体障害者手帳や精神障害者福祉手帳等を交付されているなど、 身体または精神に障がいのある人	26万円
特別障害者控除	障害者の中、1級または2級の身体障害者手帳・1級の精神障害者保険福祉手帳など、特に重度の障がいがある人 ※本人以外で同居なら加算あり	30万円 ※同居53万円

寡婦、ひとり親控除額

区分	要件	控除額
寡婦控除	女性である申告者本人が次の1・2のいずれかに該当すること (ひとり親控除に該当する人を除く) 1. 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、下記(1)～(3)の要件をすべて満たしている (1)扶養親族を有する (2)本人の合計所得金額が500万円以下 (3)申告者と事実上婚姻関係と同等の状態にあると認められる人がいない 2. 夫と死別した後婚姻をしていない、または夫の生死が明らかでない人で、 下記(1)～(2)の要件をすべて満たしている (1)本人の合計所得金額が500万円以下 (2)申告者と事実上婚姻関係と同等の状態にあると認められる人がいない	26万円
ひとり親控除	性別を問わない申告者本人が下記(1)～(4)の要件をすべて満たしていること (1)現に婚姻をしていない、または配偶者の生死が明らかでない (2)生計を一にする子(総所得金額等の合計が48万円以下で、かつ他の人の同一生計配偶者・扶養親族として申告されていない)がいる (3)本人の合計所得金額が500万円以下 (4)申告者と事実上婚姻関係と同等の状態にあると認められる人がいない	30万円